

(令和8年3月 特定事業者向けセミナー資料)

# 事業者排出量削減計画書制度について

京都市 環境政策局 地球温暖化対策室

# 事業者排出量削減計画書制度 (第五計画期間) の概要

# 事業者排出量削減制度の概要

## ▶ 制度の概要 (2005～)

○特定事業者（大規模排出事業者）※を対象（約140者）

※ エネルギー消費量原油換算1,500kL以上の事業者、一定規模以上のトラック、バス、タクシー、鉄道事業者 など

○3箇年を1つの計画期間とし、3年間の計画書と毎年度の報告書を作成・提出

○部門ごとに目標削減率を設定しており、特定事業者は計画書に基づき、事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減に取り組む

### <目標削減率>

業務部門：▲6%

産業部門：▲4%

運輸部門：▲2%

○市は計画書・報告書を評価し、その結果を公表（府は計画期間の最終年度のみ公表）

## ▶ 制度のイメージ

### <特定事業者>

- 温室効果ガス削減の
- ・計画書（3年に1度）
- ・報告書（毎年）

報告

### <府・市>

- ・計画書、報告書の評価
- ・結果の公表

低評価

訪問

(指導・助言)



第四計画期間表彰式

高評価

表彰

# 事業者排出量削減制度の概要

## ▶ 計画期間



### <ご注意ください>

令和8年度は第五計画期間第3年度（令和7年度）の**報告書の提出**と第六計画期間の**計画書の提出**が必要です。

→第六計画期間の制度概要については、後程、説明いたします。

## ▶ 特定事業者に対する義務

- 計画書・報告書の作成・提出
- 環境マネジメントシステムの導入
- 新車購入のうち一定割合（2/3）のエコカー導入

# 重点対策項目

重点対策項目	先進的な取組内容	評価基準
サプライチェーン排出量算定の実施		サプライチェーンCO2排出量の算定及び削減計画の策定を行っていること
気候変動イニシアティブへの参画		<b>RE100</b> 、SBT、TCFDなどのいずれか1つ以上に取り組んでいること
サステナブルファイナンスの実施		サステナビリティ・リンク・ローン（ボンド）またはグリーンローン（ボンド）の融資（社債）等を実施していること
ユーザー／サプライヤーと連携した廃棄物の減量化・リサイクルの推進		ユーザー／サプライヤーと連携した廃棄物の発生抑制や廃棄物回収時等の脱炭素化に取り組んでいること
自家消費型再エネの活用に向けた蓄電池・EMSの導入		市内の同一事業所において、自家消費を主目的とする再生可能エネルギーの導入に加え、「再生可能エネルギーの効率的利用設備（蓄電池又はエネルギーマネジメントシステム）」を導入していること
再エネ需給バランス調整への寄与		市内事業所において、VPP事業（実証含む）に参加していること（アグリゲーターとしての参加も可）又は、電力会社等の要請によりデマンドレスポンスに対応していること
自動車由来の温室効果ガス排出削減に係る取組の実施		市内事業所において、電気自動車等（FCV・EV・PHV）の導入またはカーシェアリング等を実施し、自動車由来の温室効果ガス排出削減に係る取組を実施していること
効率性の高い建築物の導入		市内事業所においてZEB（「ZEB」、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented など）を導入していること

# 評価基準

STEP  
1

- ① 計画を実行するための推進体制が整備されている
- ② エネルギーの使用を種別、排出区分別に把握し管理している
- ③ 温室効果ガスの排出量の削減目標の検討・設定
- ④ 原単位の改善目標の検討・設定
- ⑤ 削減対策について検討

すべて実施

STEP  
2

削減率(実績)が 目標削減率※を達成

※目標削減率

業務部門：3年間平均 6%

産業部門：3年間平均 4%

運輸部門：3年間平均 2%

達成

未達成

STEP  
3

## 評価基準

- ①削減率：目標削減率の1.5倍以上
- ②原単位改善率：年率2%以上
- ③重点対策実施率：25%(2項目)以上

○ すべて該当

S 評価

× 非該当あり

A 評価

## 評価基準

- ①削減率：目標削減率の1/2以上
- ②原単位改善率：年率2%以上
- ③重点対策実施率：25%(2項目)以上

○ いずれか  
該当あり

B 評価

× 該当なし

C 評価

× 未実施あり

D 評価

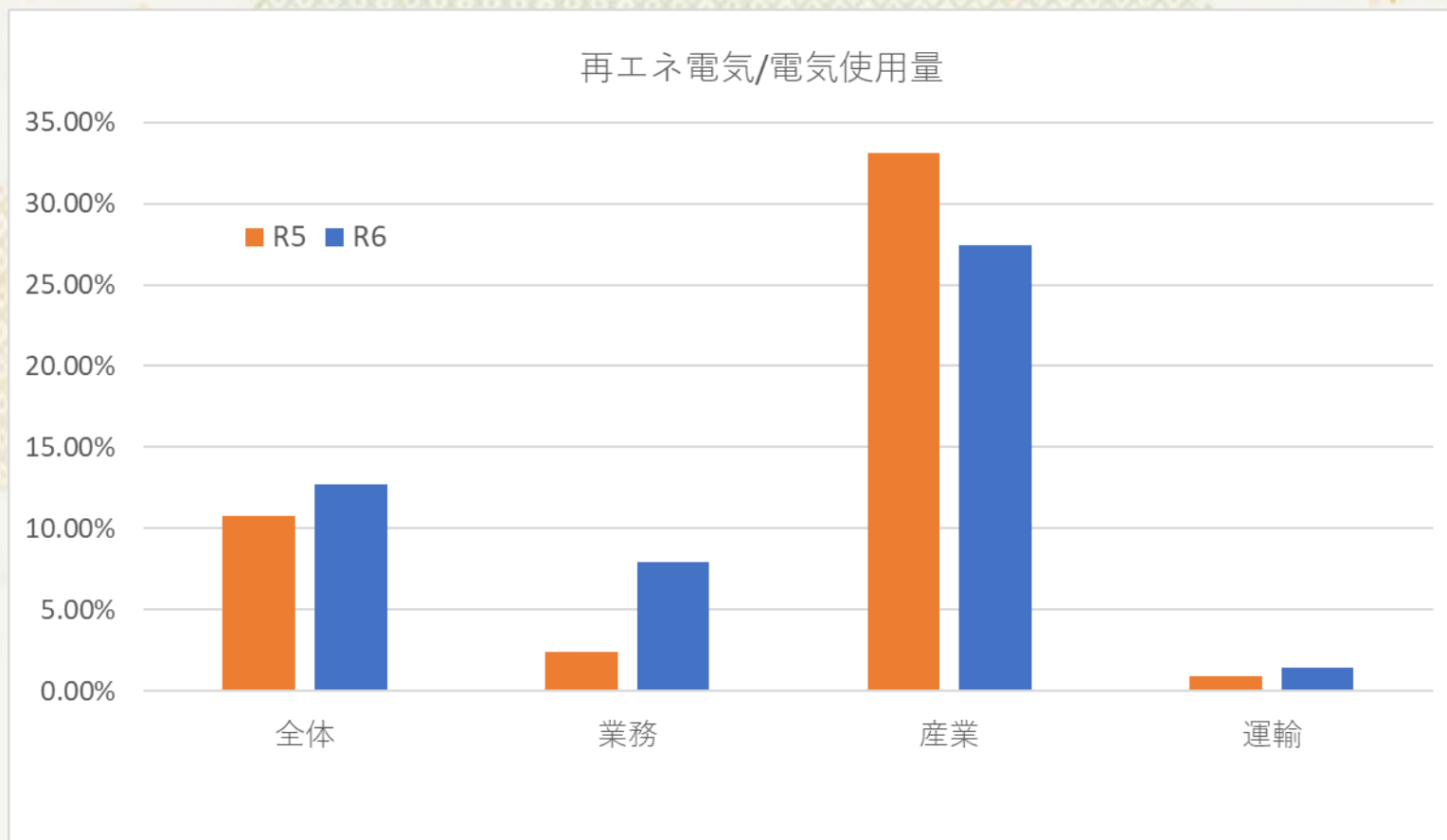
**第五計画期間 第2年度（令和6年度実績）の  
とりまとめについて**

## 京都市特定事業者の温室効果ガス排出実績（第五計画期間第2年度）

部門	事業者数 (者)	温室効果ガス排出量 (万トン-CO <sub>2</sub> )		基準年度排出量 からの増減割合(%)
		基準年度 (R2~4)	実績値 (R6)	
計	134	145.6	140.6	▲3.4
業務部門	81	93.4	96.8	+3.6
産業部門	32	35.7	26.8	▲24.9
運輸部門	21	16.5	17.0	+3.0

第五計画期間第2年度の削減報告書を集計した結果、特定事業者（134者）の温室効果ガス排出量は140.6万トンとなりました。コロナ禍から経済活動が回復したことにより活動量が増加したことに加え、電気のCO<sub>2</sub>排出係数が増加しましたが、特に産業部門において再エネ電気の導入が進んだこともあり、基準年度と比べて3.4%の削減となりました。

# 再エネ電気の導入状況



令和5年度と6年度の全体と各部門ごとの電気使用量に対する再エネ電気導入量の集計結果です。

全体では再エネ電気の比率は上昇しており、部門別では業務、運輸で増加傾向、産業部門は減少しつつも、高い割合で導入となっております。

**事業者排出量削減計画書制度  
(第六計画期間) における変更点  
について**

## 変更の方向性

- 目標削減率や義務規定について見直しは行わない。
- 変更点は主に次の3点
  - ①重点対策項目の見直し
  - ②評価基準の見直し
  - ③使用する排出係数  
(電気・都市ガス・熱供給)の見直し

# I 重点対策項目の見直し

# 重点対策項目の見直し

重点対策項目	先進的な取組内容	評価基準
サプライチェーン排出量算定の実施		
サプライヤーへの働きかけの実施 <div data-bbox="579 357 821 464" style="position: absolute; top: -20px; left: 100px; background-color: #FFD700; border: 1px solid #000; border-radius: 50%; padding: 5px; color: #000; font-weight: bold;">新設</div>	サプライチェーン排出量削減に向けて、サプライヤーへの支援を行っていること	
気候変動イニシアティブへの参画		
サステナブルファイナンスの実施		
ユーザー／サプライヤーと連携した廃棄物の減量化・リサイクルの推進		
使用電力量に占める再エネ電気比率の拡大 <div data-bbox="724 735 966 842" style="position: absolute; top: -20px; left: 100px; background-color: #FFD700; border: 1px solid #000; border-radius: 50%; padding: 5px; color: #000; font-weight: bold;">新設</div>	京都市（府）内で使用する電力量に占める再エネ割合が60%以上であること	
自家消費型再エネの活用に向けた蓄電池・EMSの導入		
再エネ需給バランス調整への寄与		
自動車等に由来する温室効果ガス排出削減に係る取組の実施 <div data-bbox="627 1028 966 1142" style="position: absolute; top: -20px; left: 100px; background-color: #FFD700; border: 1px solid #000; border-radius: 50%; padding: 5px; color: #000; font-weight: bold;">対象拡大</div>	府内の事業所で所有する自動車のうち規則第9条に規定する電気自動車等（EV、FCV、PHV）の割合が15パーセント以上 であること、EV100に参加していること又は府内の事業所で所有する重機等（フォークリフト等を含む）のうち電気・水素を燃料とするものの割合が15パーセント以上であること	
効率性の高い建築物の導入		

## 【主旨】

サプライチェーン全体の脱炭素を促進するためには、中小事業者への脱炭素に関する働きかけが重要であることから、これらの取組を評価。

## 【評価基準】

サプライチェーン排出量削減に向けて、サプライヤーへの支援を行っていること

## 【根拠資料】

「バリューチェーン全体の脱炭素化に向けたエンゲージメント実践ガイド（環境省）」において取引先への支援として挙げられている取組を実施していることを示す資料例：

「知る（＝取組理解）」

サプライヤーに脱炭素の必要性などの意識醸成のための説明会の開催（ガイドP30）

「測る（＝排出量算定）」

サプライヤーの温室効果ガス算定の研修や算定ツールの提供（ガイドP32）

「減らす（＝排出量削減）」

温室効果ガス削減対策に必要な費用の負担、資金調達を支援（ガイドP54）

バリューチェーン全体の脱炭素化に向けたエンゲージメント実践ガイド（環境省）

[https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply\\_chain/gvc/files/guide/VC\\_guide.pdf](https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/files/guide/VC_guide.pdf)

# 使用電力量に占める再エネ電気比率の拡大

新設

## 【主旨】

温室効果ガス排出量の削減に向けて、使用する電力の脱炭素化に関する取組を評価。

## 【評価基準】

京都市（府）内で使用する電力量に占める再エネ割合が**60%以上**であること。

## 【根拠資料】

府・市内事業所で使用している

- ①小売電気事業者から供給された再エネ電気
- ②自己保有
- ③オンサイトPPA、オフサイトPPA
- ④自営線
- ⑤自己託送
- ⑥再エネ電力証書の購入により環境価値を有する電気

の電力量を示す資料

- ①については第6号様式事業者排出量削減報告書の添付書類で、②～⑤については、第4号様式温室効果ガス排出量内訳書を確認資料とすることができる。
- ⑥については、電気の調達契約を締結する小売電気事業者が開示する非化石証書（再エネ指定あり）の割合を示す資料（電源構成等）を想定（公表している場合に限る。）

# 自動車等に由来する温室効果ガス排出削減に係る取組の実施

## 【主旨】

自動車や事業所等で使用する重機等を使用する際に排出する温室効果ガスの削減に係る取組を評価。

## 【評価基準】

- ・ 事業所において、電気自動車等（FCV・EV・PHV）の導入（保有車両の15%以上）又は
- ・ 水素又は電気を燃料とする重機等（建設機械・重機・フォークリフト等）の導入（保有車両の15%以上）
- ・ 電気自動車等のカーシェアリング等の実施

## 【根拠資料】

次の①～③のいずれか1つ。

- ①EV100等への加盟を示す資料（もしくは、EV導入計画資料等）
- ②府内の事業所で保有する全ての自動車のうち、15%以上電気自動車等を導入していることが分かる資料
- ③区域内の事業所で保有する全ての重機等（フォークリフト等を含む。）のうち、水素又は電気を燃料としているものを15%以上導入していることが分かる資料
- ④電気自動車等の社用車への導入及び当該社用車を地域住民等向けにシェアリングする取組の実施を示す資料

対象拡大

## Ⅱ 評価基準の見直し

# 評価基準の変更

STEP  
1

- ① 計画を実行するための推進体制が整備されている
- ② エネルギーの使用を種別、排出区分別に把握し管理している
- ③ 温室効果ガスの排出量の削減目標の検討・設定
- ④ 原単位の改善目標の検討・設定
- ⑤ 削減対策について検討

すべて実施

STEP  
2

削減率(実績)が 目標削減率※を達成

※目標削減率

業務部門：3年間平均 6%

産業部門：3年間平均 4%

運輸部門：3年間平均 2%

達成

未達成

STEP  
3

## 評価基準

- ①削減率：目標削減率の1.5倍以上
- ②原単位改善率：年率2%以上
- ③重点対策実施率：30%(3項目)以上

○ すべて該当

× 非該当あり

S 評価

A 評価

## 評価基準

- ①削減率：目標削減率の1/2以上
- ②原単位改善率：年率2%以上
- ③重点対策実施率：30%(3項目)以上

○ いずれか  
該当あり

× 該当なし

B 評価

C 評価

× 未実施あり

D 評価

## Ⅲ 使用する排出係数の見直し

# 各種排出係数の変更

## ◆ 電気排出係数

環境省より、新たな排出係数（基礎排出係数）が導入され、SHK制度の報告でも基礎排出係数による報告としているため、府市報告書でも**基礎排出係数での報告**とします。

## ◆ 都市ガス排出係数

SHK制度では、国が公表するガス事業者の事業者別排出係数を用いて排出量を算定することとなっています（公表されていない場合は、上記係数に相当する係数で、実測等に基づく排出係数で適切と認められるもの又は代替値を用いて算定）。

事業者排出量削減計画書制度では、**これまで都市ガスの基礎排出係数について固定値を使用**していましたが、SHK制度と合わせ、**第六計画期間では事業者別排出係数を用いて算定**することとします。

## ◆ 他者から供給された熱の排出係数

SHK制度では、国が公表する熱供給事業者の事業者別基礎排出係数（公表されている事業者以外の者から供給された熱を使用している場合は、産業用蒸気は0.0654 t-CO<sub>2</sub>/GJ、産業用蒸気以外の蒸気、温水、冷水は代替値として環境大臣及び経済産業大臣が公表する係数を用いて排出量を算定）することとなっています。

事業者排出量削減計画書制度では、**これまで熱供給の排出係数について固定値を使用**していましたが、SHK制度と合わせ、**第六計画期間では事業者別排出係数を用いて算定**することとします。

# 令和8年度のスケジュール

- ・ 報告書提出依頼 . . . . . 令和8年5月下旬
- ・ 報告書提出期限 . . . . . 7月31日
- ・ 計画書提出依頼 . . . . . 8月上旬
- ・ 計画書提出期限 . . . . . 9月30日
- ・ 取りまとめ結果の公表 . . 令和9年1月下旬
- ・ 第五計画期間表彰 . . . . . 3月
- ・ セミナー . . . . . 3月



ご協力のほどよろしく申し上げます。